

(3) 成果目標の設定及び評価

本計画に掲げる事業を着実に推進していくため、以下の成果目標を設定する。
なお、達成状況については毎年、小笠原諸島振興開発審議会で報告を行い、その後の事業執行に反映していく。
また、計画の進捗や施策に関する目標の評価等に必要な各種調査を実施する。

計画の成果目標

指 標	目 標 (令和10年度)	参 考 値
農作物収穫量※1	120 t	117.6 t (平成30年～令和4年度の5か年平均実績)
農業生産額※2	1 億 3,720 万円	1 億 3,120 万円 (平成30年～令和4年の5か年平均実績)
漁獲量	532 t	452 t (平成30年～令和4年の5か年平均実績)
漁獲金額	7 億 1,000 万円	6 億 8,600 万円 (平成30年～令和4年の5か年平均実績)
年間入りのみ客数※3	34,500 人	23,300 人 (令和4年度実績)
教育旅行者数	20 件 1,200 人	20 件 410 人 (令和4年度実績)
観光消費額 (推計)	28 億 3,200 万円	19 億 700 万円 (令和4年度実績)
リサイクル率※4	50 %	31.4 % (令和3年度実績)
再生可能エネルギー 発電容量※5	325 kW	230 kW (令和4年度未実績)

※1 農作物収穫量は野菜と果物の合計
※2 農業生産額は野菜、果物、花き・観葉、その他作物、畜産の合計
※3 年間入りのみ客数には、定用船客以外の観光船客も含む。
※4 4年間のこみの総処理量と集荷回収量の合計に対する総資源化量の割合
※5 公共施設における再生可能エネルギー発電容量とする。

(4) 島別の対応方針

父島及び母島については、住民が定住する島として、住民生活の安定・福祉の向上、移住・定住の促進に資する各種振興開発事業を実施・推進する。

父島については小笠原諸島の玄関口として観光地らしさを、母島については自然の豊かさを演出するなど、それぞれの島の特性を生かした振興開発施策を検討する。施策の実施に当たっては、東京都景観計画や「小笠原（父島・母島）における景観に配慮した公共施設整備指針」に基つき、自然や風土と調和した良好な景観形成を図る。

また、父島、母島及びその他の島しよ（硫黄島、南鳥島、沖ノ鳥島を除く。）の自然保護地域では、自然の保護と利用の両立を図るため、所要の調査検討を行い、自然公園法等との整合を図りながら、適切な措置を講じる。

硫黄島及び北硫黄島については、一般住民の定住は困難であることに鑑み、父島及び母島の集団移転事業に類する措置を引き続き実施する。

第4章 分野別振興開発事業計画

※第4章に記載する各施策は、今後の予算措置等の状況により、変更が生じる場合がある。

1

土地の利用

小笠原諸島は、父島・母島列島を中心に太平洋上に多くの島々が散在しており、平地が少ない上、その大半が国立公園や森林生態系保護地域に指定されているため、生活を営むために活用できる土地は非常に限られている。

また、昭和19(1944)年の強制疎開により、長い期間、母島を許されなかったという歴史的背景から、その後も母島で生きていない旧島民など、不在地主が多数存在する。

また、農地法(昭和27(1952)年法律第229号)の施行停止により、農地の転用等に関する規制がなく、強制疎開時の耕作権等を保護するための特別賃借権制度が設置されている。

現状と課題

- 不在地主所有地や地籍調査未実施地区においては、正確な土地情報がないため、土地活用の検討が進まず、土地の流動化が進まない。
- 集落地域以外に住宅等が建設されるなど、計画的な土地利用が図られていない。
- 特別賃借権は登記を必要とせず、相続によって権利が承継されていくため、権利関係の把握が難しく、土地の売買等に支障がある。

今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
地籍調査の推進			継続		
土地利用に係る調査・農地情報整理台帳等の活用、特別賃借権の課題整理等			継続		
土地利用の規制・誘導の在り方の検討			継続		

- 土地の有効活用を図るため、地籍調査を推進し、土地の所有状況を明確にするとともに、不在地主の問題など土地利用全般に係る諸課題の解決に向けた調査や農地情報整理台帳等の活用を進める。【郡・村】
- 土地利用計画に基づく適正な利用を図るため、土砂災害など自然災害への対応等も含め、地域の将来像を見据えた土地利用の規制・誘導の在り方等を検討する。【郡・村】
- 父島・母島における特別賃借権の権利者及び承継人の現状把握に努める。【郡】

土地利用の計画

土地の利用については、次の用途区分に基づいて行い、その地域区分及び面積は次の表のとおりとする。なお、本計画策定時に土地利用計画の見直しを行い、0.17km²の集落地域が増加し、農業地域が減少した。また、父島及び母島の土地利用計画図はおおむね次の図のとおりとする。

- 集落地域
父島については、東町、西町、宮之浜連、清瀬及び奥村の全域並びに扇浦、吹上谷、小曲及び二子の一部を集落地域とする。
母島については、元地の全域並びに静沢及び大谷の一部を集落地域とする。
- 農業地域
父島については、境浦、吹上谷、洲崎及び長谷の全域並びに扇浦、二子、小曲、北袋沢及び晴雨山の一部を農業地域とする。
母島については、鑑^{こさね}台及び船見台の全域並びに静沢、大谷、船木山、評議平及び中ノ平の一部を農業地域とする。
- 自然保護地域
小笠原諸島の優れた自然景観を保護し、学術上貴重な動植物、地形・地質等を保全するために必要な地域及び森林として管理保全することが必要な地域を自然保護地域とする。
- その他地域
集落地域、農業地域、自然保護地域以外に各種の利用が想定される地域等を、その他地域とする。

土地利用面積表

(単位：km²)

島別 地域区分	父島	母島	その他の島しよ	計
集落地域	1.34	0.25	－	1.59
農業地域	3.11	2.77	－	5.88
自然保護地域	18.75	16.46	38.36	73.57
その他地域	0.25	0.40	31.35	32.00
計	23.45	19.88	69.71	113.04

(注) 1 父島及び母島の面積には、附属島を含まない。
2 「その他の島しよ」の「その他地域」の数値は、硫黄島、沖ノ島及び南鳥島の全域の面積である。